

## 学校諸費口座振替申込機能利用規定

本利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、香川銀行アプリ（以下、「本アプリ」といいます。）の一機能としてご利用できる「学校諸費口座振替申込機能」（以下、「本機能」といいます。）のご利用条件等を定めるものです。本規定に定めがない事項に関しては当行が別途定める各種関連規定が適用されるものとします。本規定および当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さまご自身の責任においてご利用ください。

### 第1条 学校諸費口座振替申込機能について

- (1) 本機能は、お客さまのスマートフォンに本アプリをダウンロードしたうえでこれを起動させ、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認資料の写真画像等を当行に送信する方法によりご本人確認を行い、学校諸費口座振替契約締結の申し込みが行えます。  
ただし、お申し込みができる学校・園等は、当行所定の学校・園等に限りします。
- (2) 本機能の利用対象者は、当行に普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用の個人のお客さまのうち、本アプリを携帯端末機器にインストールのうえ、本規定に同意された方とします。
- (3) 本機能で振替口座に指定ができる口座は、キャッシュカード発行済みの当行普通預金口座で、残高照会機能に登録した口座に限りします。
- (4) 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお利用時間内であっても、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- (5) 本機能の利用には、「パスワード」とあわせて、お客さまを特定するためのアカウントが必要です。アカウントは、お客さまのメールアドレスであり、本アプリ初回利用時に当行所定の操作をおこなうことにより設定してください。

### 第2条 申込条件

運転免許証または個人番号カード（以下、「本人確認書類」といいます。）をお持ちで18歳以上の個人の申込者が銀行アプリから学校諸費口座振替をお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方は銀行アプリからはお申込みいただけません。

- ① 当行に普通預金口座をお持ちでない方
- ② 本人確認書類に記載の住所・氏名が現在の住所・氏名および届出のあった住所・氏名と異なる方
- ③ 本人確認書類の有効期限が切れている方

### 第3条 学校等への通知・口座振替の開始

- (1) お客さまの申込内容に応じた収納機関（学校・園等）に申込内容を通知し、在学確認をいたします。在学確認後、当行にて正確に手続きが行われた時点で、お客さまと当行との間に預金口座振替契約が締結されたものとします。
- (2) 収納機関（学校・園等）による預金口座振替の開始時期は、収納機関（学校・園等）における

手続き完了後とします。

#### 第4条 申込の取り消し・解約等

次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

- ① 申込者が存在しないことが明らかになった場合、また本口座が申込者の意思によらず、申込されたことが明らかになった場合
- ② 本口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ③ その他関連規程で定める解約事項に該当した場合

#### 第5条 メール通知

お申込内容の不備や取下げ等のご連絡に、銀行アプリにご登録されたメールアドレス宛に当行からメールをお送りする場合がございます。「@kagawabank.co.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。メールアドレスの変更やブロック設定、メールの未開封等、申込者に起因する事由により申込者に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

#### 第6条 その他

本機能に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、高松地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第7条 規定等の変更

この規定の内容および関係規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化により変更することがあります。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。この規定の内容および関係規定の内容を変更する場合、その変更内容をホームページに掲示する等の方法により周知します。

以上

(令和5年12月11日現在)